健保記入欄	常務理事	事務長	総務 課長	総務 係長	総務 係員	業務 課長	業務 係長	業務 係員

初回保険料			
送　付			
郵送受付	窓口受付		

資格取得		資格喪失 任継取得		期間満了		生年月日	S H R		年齢

標準報酬月額	喪失時	決　定	健康保険料　＋ 子ども・子育て支援金	介護保険料	合　計	任継番号	入　金　額
		上限　360					円

健康保険　任意継続被保険者資格取得申請書

※手続き方法及び保険料納付方法の注意事項は裏面にあります。ご一読いただき、下記の該当箇所にもれなくご記入ください。なお、初回保険料額は組合へお問い合わせください。

在職中より被扶養者がいる方で引き続き被扶養者として認定を希望される場合は⑥に記載してください。

任意継続資格取得日以降新たに被扶養者となられる方がいる場合は「被扶養者(異動)届」等を別途提出してください。

① 被保険者等 記号・番号				
② 資格喪失年月日（退職日の翌日）	令和　　年　　月　　日	③ 資格喪失の際の標準報酬月額	千円	
④ 資格喪失の際、お勤めされていた事業所	名　称			
	所在地			
⑤ 被扶養者の有無	有り　・　無し	[有り]を○で囲んだ場合は下記の被扶養者届を記入してください。		

⑥被扶養者届

氏　名	性別	生年月日	続柄	同居／別居	年間収入 年齢区分：下記※1を参照
	男 女	昭和・平成・令和 年　月　日		同居 別居(仕送り額　　円)/月	①130万円 ②150万円 ③180万円 以上・未満
	男 女	昭和・平成・令和 年　月　日		同居 別居(仕送り額　　円)/月	①130万円 ②150万円 ③180万円 以上・未満
	男 女	昭和・平成・令和 年　月　日		同居 別居(仕送り額　　円)/月	①130万円 ②150万円 ③180万円 以上・未満
	男 女	昭和・平成・令和 年　月　日		同居 別居(仕送り額　　円)/月	①130万円 ②150万円 ③180万円 以上・未満

※1　年齢別収入基準額　①60歳未満の方…130万円　②19歳以上23歳未満（配偶者を除く）の方…150万円
③60歳以上の方または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者の方…180万円

⑦ 保険料納付方法 **□のいずれかにレ印を必ずつけてください。** ※裏面の注意事項等をご確認ください。	①	②	③
	□ 毎月納付	□ 直近の9月分まで前納 ※手続きが9月から2月の方は選択できません。	□ 直近の3月分まで前納

上記のとおり申請します。

住　所	〒　　－
フリガナ	
氏名	
自宅電話番号 携帯電話番号	(　　)　　－ (　　)　　－

☆お問い合わせ　　愛知県医療健康保険組合　☎052-269-3203

☆郵 送 先　　〒460-0011　名古屋市中区大須三丁目30-60　愛知県医療健康保険組合

☆退職日までに継続して2か月以上の被保険者期間があること、退職日の翌日から20日以内に組合へ初回保険料を添えて任意継続被保険者資格取得申請書を提出することが、任意継続被保険者になるための条件です。

任意継続をお申し込みする皆さまへ

✎　手続き方法について

①申請は初回保険料を添えてお申し込みください。
　任意継続の保険料は資格取得日（退職の翌日が任意継続被保険者の取得日となります）の属する月から必要です。翌月に申請される場合は、申請時に２か月分が必要となります。
　手続きを郵送で行う場合は、申請書と必要となる保険料を**おつりのないよう現金書留**で送付してください。
　※普通郵便での送付は、おやめください。

②提出期間は**退職日の翌日から 20 日以内**です。
　郵送の場合は **20 日以内(当組合の営業日必着)**となるよう提出してください。

③退職後の健康保険制度には任意継続の他に、国民健康保険を選択し加入することができます。お住まいの市区町村窓口において、国民健康保険の保険料と比較検討し手続きすることをお勧めします。

✎　保険料の納付について

＊当組合では、口座振替による納付はありません。

●毎月納付について

　任意継続被保険者資格取得申請時に初回保険料を納付後、翌月以降～直近 3 月分までの保険料納付書を送付いたします。
　毎月指定期間内（原則 1 日～10 日）に金融機関等の窓口で納付してください。なお、納付手数料は被保険者様のご負担となります。また、納付書による振込みのため ATM によるお振込みはご利用いただけません。

●前納制度について

　保険料の一括納付を希望する場合は、**1 年単位（直近 3 月分まで)**、または**半年単位（「9 月分まで」と「直近 3 月分まで」)**の前納となり、保険料の割引(年 4 分の利率による複利現価法)が適用されます。
　前納するときは、前納開始月の前月の指定納付期限までに保険料を払い込む必要があります。期限を過ぎると、翌月からの前納を開始することができなくなります。
　任意継続資格取得手続きを 9 月～2 月にされる方が前納を希望される場合は、表面⑦保険料納付方法「③直近の 3 月分まで前納」をご選択ください。
　なお、時期によっては前納を選択できない場合があります。

✎　任意継続被保険者の資格喪失手続きについて

以下の事由により任意継続の資格を喪失する場合、「資格喪失申出書」の提出が必要になります。
※「資格喪失申出書」は当組合のホームページから印刷できます。
保険料を前納されている方は、資格喪失月以降の保険料は還付いたします。

●資格喪失事由

□就職により新たに健康保険の資格を取得された方
□申出により任意継続被保険者の資格喪失を希望する方
□後期高齢者医療制度の被保険者となったとき
□被保険者本人が死亡したとき